

昭和
19
年
6
月
日
から

〃
年
12
月
日
まで

收受文書(各省各官庁関係)

第
6
冊

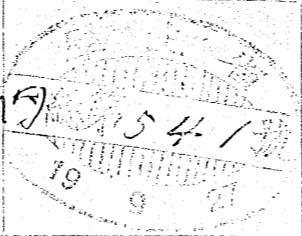
国立公文書館

厚生省
分類

排架番号
3 A
2-1
38

日 月 送 受 號 番 先 議 合 欄 號 省 生 厚

第 號 送 受 月 月 日 日
第 號 送 受 月 月 日 日



起 昭 利 十 九 年 九 月 十 七 日 受 局 課 月 日 號

決 九 月 三 十 二 日 合 九 月 三 十 八 日

本 部 官 房 各 課 長
次 官 總 務 課 長
主 査 書 記 官
事 務 官

官 房 各 課 長
各 司 長
軍 事 保 護 院 副 總 裁

離 島 二 於 先 住 民 一 引 揚 二 件
市 町 村 行 政 一 運 營 二 関 二 件

應 急 運 輸 總 本 部 各 部

| | |
|-------------|--|
| 鐵 道 軌 道 部 | 鐵 道 總 局 業 務 局 長 ○ 業 務 局 總 務 課 長 輸 送 第 一 課 長 輸 送 第 二 課 長 進 行 課 長 監 理 課 長 其 他 部 長 ノ 指 名 ス ル 高 等 官 又 ハ 判 任 官 |
| 陸 上 小 運 送 部 | 自 動 車 局 局 長 ○ 自 動 車 局 總 務 課 長 業 務 部 長 整 備 部 長 業 務 部 各 課 長 其 他 部 長 ノ 指 名 ス ル 高 等 官 又 ハ 判 任 官 |
| 水 上 運 送 部 | 海 運 總 局 海 運 局 長 ○ 海 運 局 總 務 課 長 港 政 課 長 海 務 課 長 其 他 部 長 ノ 指 名 ス ル 高 等 官 又 ハ 判 任 官 |

備 考 ○ 印 川 離 島 運 輸 總 本 部 運 送 結 算 手 続

内務省發地第一二三號

昭和十九年九月十四日

内務次官

東京都長官
北海道廳長官
樺太廳長官
各府縣知事宛

離島ニ於ケル住民ノ引揚ニ件ヲ市町村

行政ノ運営ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ「既ニ御配意中ノコトト存候得共」今般別紙ノ通決定相

成候條石ニ依リ適切ナル措置ヲ講シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候

○注○。「内」東京都、北海道廳兩長官及鹿兒島、沖繩兩縣知事宛、ミニ挿入

前記ニ於ケル住民ノ所屬ニ於テ前町行政ノ運営ニ關スル件

甲、作戦上ノ必要ニ應ジテ臨時ニ於ケル市町村民ノ全額又ハ大部分ノ引揚カ行ハレ原町村ニ於テハ一時專賣上町行政ノ執行カ不可能ニ陥リタル場合ニ於ケル市町村行政ノ運営ニ關シテハ従来左記ニ依ルモノトス

記

一、引揚民ニ關スル一般の措置方針

引揚ケタル市町村民ハナルベク速ニ繰返先其ノ他適當ナル地ニ居住セシムル等ノ措置ヲ講ジ、居住先地町村ノ行政下ニ之ヲ移スモノトス

二、後場町村行政方針(後記)

(1) 原町村ハ地方要路ノ指導ニ依リ且引揚先都道府縣内及ハ地方事務所内等ニ後場町行政方針(原町村)ニ一箇所ニ設ケルモノトス

- (3) 役場事務取扱所ニ於テ是迄ニシテハ市町村民ニ關スル事務ハ市町村民ニ關スル事務ナルニ本館事務ニ關リ左ノ如キモノトス
 - (1) 戸籍ニ關スル事務
 - (2) 兵隊ニ關スル事務
 - (3) 重要文書整理等ノ整理保管ニ關スル事務
 - (4) 引揚市町村民ノ保護ノ指導等ニ關スル事務
 - (5) 引揚市町村民ノ保護ノ指導等ニ關スル事務
- (4) 引揚市町村民ノ保護ノ指導等ニ關スル事務
- (5) 引揚市町村民ノ保護ノ指導等ニ關スル事務

万長官ニ選報スルモノトス(各省及各地万長官ハ官下所屬ノ選報ニ之ヲ選報スルモノトス)

(5) 役場事務取扱所ニ關スル指導監督ハ原市町村ヲ管轄スル地方長官ニ於テ之ヲ行フモノトシ之レバ當該都府縣出張所ヲ設置スル等適宜ノ措置ヲ講ズルモノトス

市町村民其ノ他市町村民更員及市町村會議員等ハ引揚ニ依リ當然ニハ其ノ身ヲ失ハサル取扱ト爲シ左ニ依ルモノトス

(3) 市町村民ノ取扱ノ収入役又ハ副収入役ノ任滿了等ノ場合ニ於テハ其ノ補充ヲ爲スル爲メトナルベキモ之方爲正統ノ手續ヲ執ルニ下ハ事實上不可能ナルベキヲ以テ役場事務取扱所ニ必要ナル程度ニ於テ臨時代理者ヲ起任シ又ハ臨時管轄ノ官更ヲ派遣スル等臨時ノ措置ヲ講ズルモノトシ(市町一六四、市町一四四)此ノ場合市町ニ於テハ入役ノ臨時代理者等ヲ起任ニ必要トセザルモノトシ(市町一六四)

助役ノ職時代迄等ニ於テ其ノ職ヲ兼掌スルモノトスルコト
（町村附六七頁）

(2) 市町村會議員又ハ市町會議員ガ全部ハ一部族タルモ之ガ補充
選任ヲ行ハザル取扱トスルコト

(3) 市町村長其ノ他市町村吏員又ハ市町村會議員等ニ對シテハ從來選
任ノ手續、給料又ハ費用辨償ヲ支給スル選任トナルベキモ實情ニ應
ジ之カ支給ノ停止又ハ給與額ノ減額等處置ノ措置ヲ講ズルコト

(4) 市町村吏員ハ役場事務處置ニ必要ナル員數ニ逐次選派シ退職者ハ
之ヲ引揚先都道府縣又ハ市町村ノ職員ニ採用スル等適宜ノ措置ヲ
講ズルコト

町事務ノ處理

(1) 市町村會又ハ市町會議ノ議決ヲ具スル案件ノ處理ニ付テハ市町村
長ニ於テ地方長官ノ指揮ヲ請ヒ專決スルモノトス（市制九一、九
二、町制七五、七六）

衆議院議員、東京都議會議員及市町村會議員ノ選舉人名簿ハ之ヲ
調製セザルモノトシ必キナル時期ニ於テ更ニ名簿ヲ調製スルモノ
トス（衆議院議員選舉法一七五、東京都制二一、市制二一ノ五、
町制一八ノ五）一引揚先市町村ニ於テハ引揚市町村民ハ通常選
任者ト認メラルルヲ以テ其ノ選舉人名簿ニハ之ヲ登錄セザルモノ
トス

其財務

(1) 原市町村ハ引揚市町村民ヨリハ原則トシテ市町村稅ヲ賦課徵收セ
ザル取扱トスルモノトス（引揚先市町村ニ於テハ市町村稅ノ徵課
徵收ニ關シテハ引揚民ノ特殊事情ヲ考慮シテ差當リ減免ノ措置ヲ
講ズル等其ノ處置ニ遺憾ナキヲ期スルモノトス）

(2) 役場事務取扱所ニ於テ要スル經費ハ差當リ市町村既行稅等ヲ以テ
之ヲ充テスルモノトス

(3) 市町村豫算ハ新學歲ニ即スルヤ少適宜更正スルモノトス

備考

本措置ノ處置ニ關係シテ左ノ諸點ニ留意スルモノトス

(1) 各市町村ニ於テハ戸籍簿、在郷軍人名簿、充員召集名簿、土地區
畫等ノ基本書類ノ保管ニ付テハ特ニ留意スルコト

(2) 市町村民ノ引揚ニ當リテハ豫メ引揚市町村民ノ本籍、氏名、生年
月日、戸主名、戸主トシテ遺病及配遷者名ヲ記入シタル名簿ヲ各人
ニ持參セシメ又ハ引卒者ニ於テ整理スル等之ヲ明白ナラシムル措
置ヲ講ジ置クコト

(3) 引揚市町村民ニ付テハ状況ニ應ジ引揚先市町村ニ於テナルベク遠
▲后所寄留又ハ住所寄留ノ手續ヲ採ラシムルヤウ指導スルコト

(4) 在郷軍人名簿ニ登録セラレタル者ニシテ原市町村ニ引揚セルモノ
ノ氏名ハナルベク速ニ原市町村所轄縣政廳司令部及鎮守府ニ之ヲ
報告スルコト

乙、作戦上ノ必經ニ當キ難點等ニ於ケル市町村民ノ一部ノミノ引揚デガ

行ハレ原市町村ニ於テハ仍舊該縣署ヲ遷移セラレツツアルトキハ甲
ノ一及備考(1)乃至(4)ニ依ルノ外電報左記ニ依ルモノトス

記

一、引揚市町村民ノ保護、指導等ニ關スル點、協力を以テ引揚市町村民
ノ遷移、避難等ニ關スル事務ノ務必履行ルトキハ該管ナル他ニ原市
村役場出張所ヲ設ケ該係該道縣市町村等ニ連絡スルモノトス

二、引揚先市町村ニ於テハ引揚市町村民ハ現管地在者ト取メラルルカ
テ其ノ氏人名簿ニハ之ヲ登録セザルモノトス

三、引揚市町村ニ於テハ状況ニ依リ遷移人名簿ヲ調製シ難キトキハ之ヲ
該管セザルモノトシ必キナル時新ニ於テ第一名簿ヲ調製スルモノトス

四、(一) 避難時該管地在者ト取メラルルカ、(二) 市制ニ一ノ三、(三) 戸籍
簿一八ノ三

五、原市町村ハ引揚市町村民ニ對シテハ状況ニ依リテハ市町村役ヲ賦課

東京府小笠原支廳事務取扱所等設置ニ
關スル件
首題ノ件ニ關シ今般東京都長官ヨリ別紙(一)(二)ノ通依頼越有之候
ニ付テハ右御了知ノ上貴管下所要ノ向ヘ周知方可然御取計相成度

内務省 東地第六四號

昭和十九年九月十四日

内務次官

厚生次官 殿

東京府小笠原支廳事務取扱所等設置ニ

關スル件

首題ノ件ニ關シ今般東京都長官ヨリ別紙(一)(二)ノ通依頼越有之候
ニ付テハ右御了知ノ上貴管下所要ノ向ヘ周知方可然御取計相成度